

1-4

家族を被扶養者にするとき・被扶養者でなくなったとき

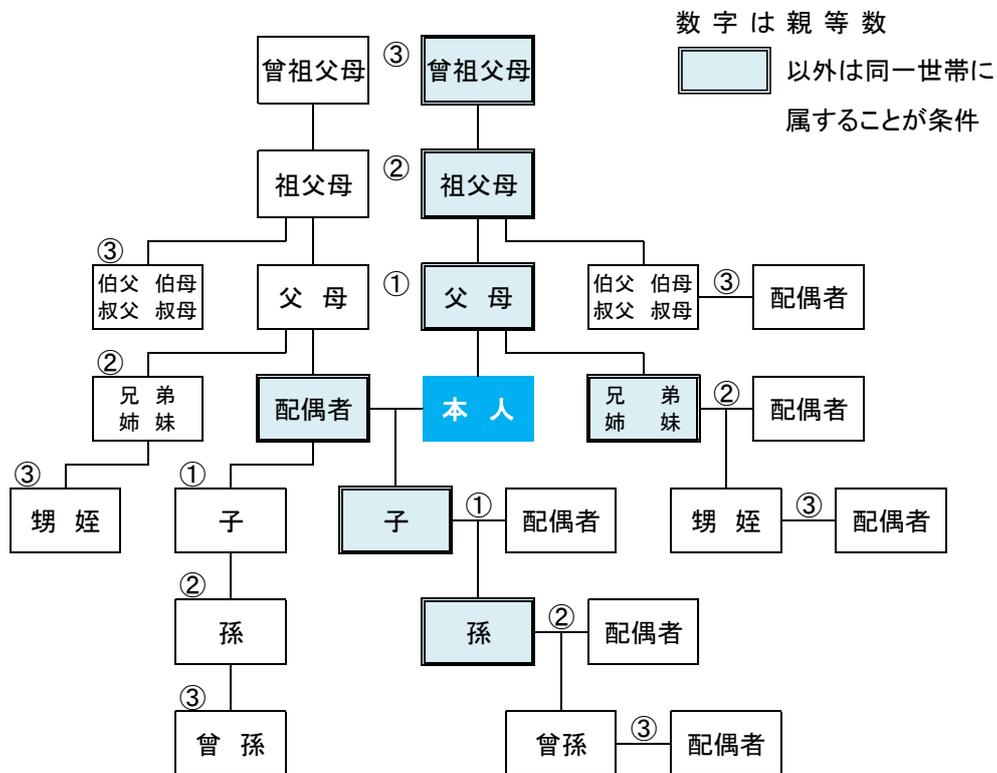
『健康保険被扶養者登録申請書・取消届』

(1) 家族を被扶養者にするとき、または被扶養者でなくなったとき

- 出産して子供が増えた、父母の面倒をみるようになった、あるいは、結婚して配偶者を養うようになった等で、それらの家族を被扶養者にするときは、「登録申請書」を提出してください。また、新しく事業所に採用された人で、被扶養者がいるときも「登録申請書」を提出してください。
- 被扶養者が就職等により他の保険に加入したとき、収入が増加し認定基準額を超えるようになったとき、仕送りをやめたなどの理由により生計維持関係がなくなったとき、同居が要件の被扶養者が別居したときなど、扶養の認定要件を満たさなくなったときは、「取消届」を提出してください。

(2) 被扶養者の範囲

- 健康保険で被扶養者として認められるのは、次の範囲の人です。
    - a. 主として被保険者の収入で生活しているとき
      - ア. 三親等以内の親族のうち直系尊属(被保険者の父母、祖父母等)
      - イ. 配偶者(内縁関係も含む。)および子
      - ウ. 兄弟姉妹、孫
    - b. 主として被保険者の収入で生活しており、かつ、被保険者と同居しているとき
      - ア. aのア～ウを除く三親等内の親族(義父母等)
      - イ. 被保険者と内縁関係にある配偶者の父母、連れ子(配偶者の死亡後も含む。)
- ※後期高齢者医療制度の加入者を除く (2-1-1 参照)



## 1. 適用関係

○健康保険でいう内縁関係とは「事実上婚姻関係と同様の事情にある人」のことで、婚姻の届出をすれば、ただちに配偶者になれる状態の人をいいます。法律上の配偶者がある場合、他の異性とどのような関係にあったとしても、内縁関係は認められません。

### (3)認定基準

○健康保険の基礎的事項「4. 被扶養者の認定基準」(0-2-3 参照)

○収入のある人で被扶養者になれる可能性があるのは、次の①②の基準両方を満たしている場合です。

- ・同居の場合 ①年間収入130万円未満且つ月額108,334円未満  
②収入が被保険者の収入の2分の1未満
- ・別居の場合 ①年間収入130万円未満且つ月額108,334円未満  
②収入が被保険者からの仕送り額未満

ただし、①の基準については、「60歳以上の方」と「障害厚生年金を受けられる程度の障害を有する方」は、年間収入が180万円未満且つ月額150,000円未満となります。当組合の認定では、恒常的な収入(給与・年金収入・給付金・事業収入等)で判断いたします。相続による不動産売買、事業以外の不動産売買、満期保険金や個人積立年金の一括受取は一時的な所得とみなし、収入としては算定いたしません。

※収入が被保険者の2分の1を超えている場合でも、組合が総合的に判断した結果、扶養が認められる場合もあります。

○当組合では下記の項目に該当する方は扶養申請されても認定できません。

(収入は年間収入で見ます。)

- (1)雇用保険の各種給付金(基本手当日額 3,612 円未満を除く。ただし、60 歳以上の人である場合またはおおむね厚生年金法による障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者である場合は 5,000 円未満を除く)または傷病手当金(資格喪失後の継続給付として給付日額 3,612 円未満を除く)を受給している人
- (2)自営業、農業等により独自に生計が立てられる人  
農業については、耕作面積が専業農家と認められる程度ある場合(150 アール以上)
- (3)株式譲渡益、配当金、事業としての不動産売買にて多額の収入を得た人。
- (4)公務員を退職された人で、「失業者の退職手当」の支給を受けている場合(退職日より 3 ヶ月(90 日)間は、被扶養者として認められません。)
- (5)日本国内の居住者として認められない人、または日本国内に住民登録がない人  
(ただし、次のページの国内居住要件に当てはまる人は除く)
- (6)就労目的による日本国外への渡航、就労ビザで日本国外に渡航している人
- (7)留学等を目的に日本国外へ渡航していたが、現地で就職した人
- (8)日本国外に赴任する被保険者と現地で婚姻した外国人配偶者の血族  
(被保険者の姻族)
- (9)病院もしくは診療所に入院し、医療を受ける活動のために来日した人
- (10)医療を受ける活動を行う人の日常生活の世話をする活動のために来日した人
- (11)1 年を超えない期間日本国内に滞在し、観光、保養、その他これらに類似する活動のために来日した人
- (12)まったく日本国内で生活実態がない人
- (13)その他生計維持関係が認められないと思われる人『仕送り額が標準生活費に適合されていないとき』『家族 1 人当たり生活水準と同居認定新対象者の収入割合が著しくかけ離れているとき』

## 1. 適用関係

---

※『収入』とは税法上による課税・非課税の別なく具体的には、次のとおりです。  
勤労収入、通勤手当、企業年金、公的年金、恩給、労働保険（雇用保険給付金、労災年金、労災一時金など）、社会保険（公的年金を除く傷病手当金、出産手当金など）、事業収入、休業補償費、不動産収入、利子、配当金、親族等からの仕送り、相続・贈与による収入のうち生活費に充当できるもの。

以上が被扶養者として認定する基準ですが、実態と著しくかけ離れたものとなり、且つ、社会通念上妥当性を欠くと認められる場合は、被扶養者として認めないことがあります。詳細については当組合にお問い合わせください。

### (4)認定の効力

○以下の①～③場合以外の認定日（被扶養者として認められる日）は、申請書を当組合で受理した日（提出書類が全て揃い、当組合が扶養の事実を確認できた日）となりますので、申請書はできるだけ早く提出してください。

次の場合に限り、さかのぼって認定することができます。

- ①被保険者資格取得届と同時に被扶養者登録申請書を提出した場合
- ②出生・婚姻等で、扶養の発生を書類等により明らかにした場合
- ③やむを得ない事由によって被扶養者登録申請書の提出が遅滞した場合で、その人がさかのぼって被扶養者となるべき事実を証明したとき

※同一世帯に被保険者が2人以上いる場合の認定について

- ・夫婦のそれぞれが被保険者である場合  
原則として収入が多い方の扶養となります。
- ・その他の場合  
子と母が勤務（被保険者）で父（母にとっては夫）の扶養申請の場合など数多くの例がありますが、この場合は、扶養義務者の所得の多寡、順位など総合的に判断し社会通念上妥当性を欠くことのないように、具体的事情に照らして最も妥当と認められる認定をします。

### (5)被扶養者の取消

- 健康保険被扶養者取消届を「被保険者証」とともに提出してください。
- 取消届の提出にあたっては次の事柄に注意してください。
  - ・被扶養者が就職したとき…就職した日（他の保険資格取得日）が取消日となるため、新しく取得した健康保険証のコピーを添付してください。就職後、国保加入となる場合は、理由欄に「就職」だけではなく「国保加入」と記入してください。
  - ・被扶養者が死亡したとき…理由欄に死亡日を記入してください。死亡日の翌日が扶養取消日となります。
  - ・その他の場合、原則として受付日が取消日となります。ただし、収入の変動により夫の扶養から妻の扶養に移す場合、子が結婚し夫の扶養となる場合などで、すでに新しい保険に加入した後、当組合の取消の手続きを行う場合は、新しい保険証のコピーを添付してください。重複して加入することができないため、他の保険の認定日に遡って扶養取消を行います。

## 1. 適用関係

### (6)任意継続被保険者の被扶養者申請について

- 任意継続被保険者の被扶養者申請をする場合、次の事柄に注意してください。(1-4-11 参照)
- ①被保険者証の記号番号欄について、番号は強制被保険者であったときの番号と変わりません。記号は、強制被保険者であったときの記号(3桁の算用数字)の前に「2」をつけ4桁の算用数字となります。(1-8-2の6参照)  
(例)2101…(西武鉄道(株)に勤務していた人が任意継続被保険者となった場合の記号)
- ②資格取得年月日は、任意継続被保険者となった年月日を記入してください。  
(強制被保険者であったときの資格取得年月日ではありません。)

### (7)提出書類

- 「健康保険被扶養者登録申請書」(申請理由により 1-4-7、9、11 参照)
- 新規資格取得者に扶養家族があれば資格取得届と一緒に提出してください。
- 「健康保険被扶養者取消届」(1-4-13 参照)
- 申請書・取消届は、感圧紙で、「①健保控」「②事業所控」「③本人控」の3片性になります。記入後、はがさずに3片とも提出してください。
- 当組合で処理した後「③本人控」をお返ししますので、被保険者に渡してください。各種手続きに利用します。(認定年月日・取消年月日が分かります)

### (8)添付書類

- 「被扶養者申請に伴う生計依存関係調書」(申請理由により 1-4-8、10、12 参照)
- 扶養事実等を証明する書類(「被扶養者申請書」に添付する書類は、「被扶養者に申請する場合の添付書類」(1-4-6 参照)が必要です。
- 被保険者と被扶養者(曾祖父母、祖父母、父母、配偶者、子、孫および兄弟姉妹)が別居している場合は、下記の添付書類も必要となります。

<別居の理由によって添付書類が違います>

別居理由	添付書類
養護施設へ入園	「在園証明書」障害者年金を受給している人は、「年金振込通知書」の写し
特別養護老人ホームへ入園	「在園証明書」
単身赴任	なし
単なる別居	※「仕送り証明」、「住民票」

※「仕送り証明」とは…

被保険者と、別居している被扶養者との間に、生計維持関係があることを確認できる(証明できる)書類のことで、「別居者の収入がわかる書類」と「被保険者から別居者への仕送り状況が確認できるもの」をあわせて提出してください。

「別居者の収入がわかる書類」とは…

- ・「非課税証明書」または「所得証明書」(市区町村の役場に問い合わせてください。)
- ・年金の改定通知書(最新のもの)

「被保険者から別居者への仕送り状況が確認できるもの」とは…

- ・送金者名、受取人名、金額、送金日などが記載されている銀行振込書の写しなど(連続した3ヵ月分の写しを添付してください)
- ・「仕送り証明書」として仕送りする人と受け取る人がわかるように銀行振込書の写し(または通帳の写し等金融機関のもの)を添付してください。(連続した3ヵ月分の写し)

<注意>当組合では、現金の手渡しは認めておりません。

## 1. 適用関係

---

### (9)提出期間

○被扶養者が生じた日(被扶養者でなくなった日)から5日以内

### 記入上のポイント

- ・記入の方法は、記入例(1-4-7~12)を参照してください。
- ・申請書・取消届の被保険者印は、①・②・③枚に必ず捺印してください。
- ・氏名・性別・生年月日・続柄は正しく記入してください。
- ・「続柄」は、「長男」「養女」「妻の長女」「内縁の妻」「義母」等記入してください。

# 1. 適用関係

## 扶養登録申請 質問および必要な添付書類

対象者	質問事項・・・上から下に向かって質問に当てはまる場合は右記の書類をご用意ください。	必要書類
全員	申請理由が、被保険者の社中や西武健保内の法人間での転籍である。 (再雇用の方、上記に該当しない方は通常の申請が必要です。)	添付書類一切不要 (扶養登録申請書のみの提出となります。)
新生児 以外	申請理由が(新生児の)出生以外である。	世帯全員が記載された住民票※1・・・「世帯主・筆頭者・続柄」を省略せず、マイナンバーのみ省略したものの発行を要してください。 (発行日から3ヶ月経過したものは無効となります。)
子	申請対象者が「子」で、被保険者の配偶者が西武健保の未加入である。	配偶者の収入証明(いずれも1点(所得証明書(コピー不可)、源泉徴収票(コピー不可)、源泉徴収票(コピー不可)、確定申告書(コピー不可)など) 被扶養者と配偶者との収入を比較して高いほうの被扶養者になります。
子	申請対象者が「子」で、住民票の筆頭者が被保険者ではない。	被保険者の方と配偶者の方の関係を明示書類 戸籍謄本(コピー不可)※1、死亡届・診断書(コピー不可)※1、死亡届・診断書(コピー不可)※1、上記が取得できない場合は事情書を作成してください。
全員	申請対象者が現在、高校生以上(今年4月2日以降に16歳を迎えている)である。	生計依存関係調書
全員	現在、18歳以上である。 (当年度末までに18歳を迎える方(高校3年生)は除く)	課税証明書(所得証明書)または 非課税証明書※1 (発行日から3ヶ月経過したものは無効となります。) 最新の証明書の収入・所得が計上されている方は、現在の収入の有無を証明する書類を添付していただく必要があります。(源泉徴収票、給与明細、確定申告書等のコピー)
全員	学生または予備校生である。	学生証(コピー不可)※1、有効期限が判る部分(カード裏面等)も含めてコピーしてください。または、在学証明書(コピー不可・発行3ヶ月以内) 当年度(4月1日以降)発行のものであれば有効期限記載の面のコピーは不要です。
配偶者 以外	申請対象者が「配偶者以外」で、18歳以上(高校卒業以上)で、通学または労務していない。	労務しない事情書※2
全員	現在、給与収入がある。	直近3ヶ月分の給与明細書(コピーまたは、事業主が発行する給与証明書)※ <b>※3ヶ月連続して月の総支給額が108,334円未満であることが必要です。</b>
全員	前年から給与収入がある。	前年(1月1日～12月31日)の源泉徴収票(コピー)
全員	最新の課税(所得)証明書または非課税証明書に給与収入が計上されている。	当季(年間の)源泉徴収票(コピー)
全員	勤務先の健康保険を喪失(脱退)した。	健康保険資格喪失証明書 (場合により発行元が脱退の確認をさせていただくことがあります。)
全員	申請日から過去前年1月1日までの間に勤務先を退職(転職含む)をした。	退職日が記載された源泉徴収票(コピー)または、退職証明書
全員	扶養登録申請時に雇用保険の失業給付や育児休業給付金、教育訓練給付金などの給付金を支給中または受給中である。	雇用保険受給資格者証の画面(コピー) →支給中で給付日額が9,872円以上(60歳以上は5,000円以上)の場合は受給終了後でないことと認定できません。
妻	育児休業給付金を受け取っている。	育児休業給付金支給決定通知書(コピー)
全員	扶養登録申請前に退職し、離職票の交付を受けている。	雇用保険被保険者離職票-1のコピー および 同離職票-2のコピー
全員	雇用保険の受給期間を延長している。または、延長を予定している。	雇用保険受給期間延長通知書(コピー)
全員	退職時に離職票の交付を希望しなかった。	雇用保険被保険者資格喪失確認通知書(コピー)
全員	雇用保険未加入だった。または雇用保険料が給与控除されていなかった。	事業主が発行する雇用保険未加入証明書 または、退職前の給与明細2ヶ月分
全員	退職時に65歳以上で雇用保険対象者であった。	雇用保険受給資格者証の画面(コピー)または、雇用保険未加入証明書 または、退職前給与明細2ヶ月分
全員	申請対象者が公営(共済組合加入者)で、退職時(失業)失業者の退職手当を受給した。	退職給付金(コピー)→退職後3ヶ月間は認定できません。
全員	営業満期一時金や個人積立年金を一括受取した。	支払通知書(ハヤブ)等のコピー
全員	営業所得、不動産売却収入、賃貸収入、株式譲渡益、配当収入等がある。	確定申告書一式(コピー)または、青色申告書一式(コピー) いずれの場合も収支内訳書等の付属明細のコピーを添付してください。 株式投資の場合は特定口座年間取引報告書(コピー)も添付
全員	被保険者と申請対象者が別居している。(住民票上での別居も含む)	3ヶ月分の仕送り証明(振込通知書等のコピー)
全員	申請対象者が亡命の身身赴任の場合で対象者が18歳(高校卒業)未満の場合と、養護施設や特別養護老人ホームやグループホームに入居している場合は除きます。	※当年度は現金手選しの仕送りは認められません。
全員	被保険者と申請対象者が別居している。	在園証明書
全員	申請対象者が、養護施設や特別養護老人ホームに同居している場合	障害年金を受給している場合は振込通知書(コピー)も提出が必要です。
全員	公的年金または企業年金を受給していますか？	障害年金を受給している場合は振込通知書(コピー)または、確定通知書(コピー)
全員	(老齢年金のほか、障害年金や遺族年金、寡婦年金を含む)	年金振込通知書(コピー)または、確定通知書(コピー)
全員	傷病手当金を受給している途中である。	(企業年金等も含む)
全員	傷病手当金を受給済または途中で終了した。	傷病手当金の振込通知書(コピー)
全員	申請対象者が父母・養父母のうちいずれか一人である。(配偶者が死去している場合)	傷病手当金を支給済了等証明書(手当金を支給した健保にお問い合わせください)
全員	被保険者と申請対象者の続柄が住民票上で確認できない場合	戸籍謄本(コピー不可)※1
その他	上記一覧にない事情がある方。健保の事務手続において作成をお願いする場合があります。	申請対象者が遺族年金・寡婦年金の受給可能条件に該当する方は年金振込通知書
その他	書式はフリーですが、対象の方の現在の状況と認定すべき理由を記してください。	労務しない事情書※2

※1. 住民票、課税証明書(所得証明書)、非課税証明書、戸籍謄本などの自治体の証明書は発行日から3ヶ月以内のものでない場合は受付無効といたします。

※2. 各種事情書については定型書式はありませんので、各自の認定が必要な事情および認定の欄の旨についてご記入ください。

※他. 自治体等が発行する公的証明書はプライバシー保護のために、封筒に入れて封印扱いで提出いただいても結構です。

被扶養者登録申請書（退職）

例1. 雇用保険受給終了後で、扶養申請する場合

健康保険被扶養者登録申請書

①健康控

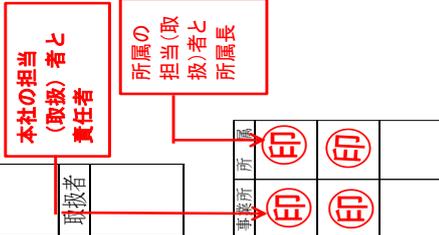
フリガナ 被扶養者の氏名	性別	被扶養者の生年月日	続柄	職業	月平均収入額	同居・別居 の別	扶養ははじめた理由	健康記入欄 扶養認定日
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	男	昭・平 〇〇〇〇〇〇	妻	なし	なし	同居	雇用保険 受給終了	
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	女	昭・平 〇〇〇〇〇〇				別居		
	男・女	昭・平 〇〇〇〇〇〇				同居・別居		
	男・女	昭・平 〇〇〇〇〇〇				同居・別居		
	男・女	昭・平 〇〇〇〇〇〇				同居・別居		
	男・女	昭・平 〇〇〇〇〇〇				同居・別居		

上記のとおり被扶養者として登録を申請いたします。  
なお、今後私に関する「家族高額療養費」及び「家族療養付加金」の受領を下記の事業所に委任いたします。

令和 〇年 〇月 〇日 事業所（会社名） 〇〇〇〇〇〇〇〇 所属 〇〇〇〇

被保険者証の記号・番号（〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇）  
氏名 〇〇〇〇〇〇 〇〇（男・女）  
生年月日 昭・平・令 〇〇年 〇月 〇日  
資格取得年月日 昭・平・令 〇〇年 〇月 〇日

提出年月日を記入  
西武健康保険組合  
理事長 殿



（受付年月日）

- ご注意
- この申請書は3枚複写です。3枚とも提出してください。（①健康控、②事業所控、③本人控）
  - 認定後、③本人控を被保険者に渡していただき、国民健康保険等の脱退の手続きに利用してください。
  - 扶養認定日の欄は記入しないでください。

被扶養者申請に伴う生計依存関係調書（退職）

被扶養者申請に伴う生計依存関係調書

西武健康保険組合 御中 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

被保険者（社員）の 会社名 ○○○○株式会社  
所属 ○○○部  
氏名 ○○○○

被保険者（社員）の 所属 ○○○部  
氏名 ○○○○

（被扶養者申請の家族氏名） ○○○○ の生計依存の関係につき、下記のとおり回答いたします。

記

1. 被扶養者（家族）申請をする理由を、該当する項目を○で囲むか記入してください。  
被保険者の新規入社・取得、結婚、結核、申請対象者の退職、収入の減少、申請対象者の契約変更、雇用保険受給終了、被保険者の転籍、被保険者の再雇用、任意継続保険加入、その他（具体的に）

2. 被保険者（社員）の会社（所属先）に税法上の被扶養者として届けていますか？  
イ：届けている（平成・令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日届出）  
ロ：届けていない→理由：（ ）

3. 申請する被扶養者（家族）に対して、被保険者（社員）以外にその方を扶養する義務のある方はいますか？（配偶者の場合は回答不要です）  
イ：いない  
ロ：いる→その方の氏名、続柄、同居・別居を記入してください。（ ）

4. 被扶養者（家族）申請をする方の現在の状況について、該当する項目すべてに○をつけてください。自営業またはその他の場合は具体的に記入してください。  
○ 職業主端 ○ パート・アルバイト、学生、予備校生、年金受給中、無職  
自営業またはその他（具体的に）

5. 被扶養者（家族）申請をする方は、現在健康保険に加入していますか？  
イ：していない（無保険）  
ロ：している→加入中の方は、該当する項目を○で囲むか記入してください。  
○ 国民健康保険 ○ 協会けんぽ、前職の健康保険組合（在職・任職）  
西武健康保険組合、共済組合、その他（ ）

6. 被扶養者（家族）申請をする方に現在収入がありますか？  
イ：ある → 該当する項目を○で囲むか、記入してください。  
パート・アルバイト収入、公的年金収入、企業年金収入、雇用保険給付金（失業・教育訓練・育児休業）、傷病手当金、家賃または不動産収入、利子収入、株式売買または配当収入、内職収入、自営業またはその他収入（具体的に）  
○ ない → 過去2年間に就労経験がありますか？  
ある ○ ない ○

7. 被扶養者（家族）申請をする方について  
イ：退職した会社名と連絡先 ○○○○○○  
ロ：退職年月日 平成・令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日  
ハ：退職理由の該当する項目を○で囲むか、記入してください。  
定年退職、結婚、出産予定、傷病の療養、転職、家庭都合、会社都合、その他（具体的に）  
ニ：退職後の雇用保険受給状況について、該当する項目を○で囲み、必要事項を記入してください。  
A. 受給しない  
B. 受給期間延長中  
C. 受給中  
D. 受給の途中で取りやめる  
E. 平成・令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日受給終了した  
F. 雇用保険未加入であった  
G. 待期及び給付制限期間中であるが、その期間経過後に受給する  
H. 待期及び給付制限期間中であるが、その期間経過後に受給期間延長する

\*\*\* 被扶養者申請に際して\*\*\*

登録申請の際には、あなたと被扶養者（家族）申請をする方との生活実態及び現況を確認するために提出していただく書類があります。  
詳しくは別紙に記載してありますので、ご確認のうえ健康保険被扶養者登録申請書と一緒に提出していただきますようお願いいたします。

T13 202108



被扶養者申請に伴う生計依存関係調書（同居）

被扶養者申請に伴う生計依存関係調書

西武健康保険組合 御中 令和〇〇年〇〇月〇〇日

被保険者（社員）の 被保険者（社員）の所属 株式会社 氏名 〇〇〇〇部 〇〇〇〇

（被扶養者申請の家族氏名）〇〇〇〇の生計依存の関係につき、下記のとおり回答いたします。

記

1. 被扶養者（家族）申請をする理由を、該当する項目を○で囲むか記入してください。  
被保険者の新規入社・取得、結婚、同居開始、申請対象者の退職、収入の減少、申請対象者の契約変更、雇用保険受給終了、被保険者の転籍、被保険者の再雇用、任意継続保険加入、その他（具体的に〇〇〇〇〇〇のため）

2. 被保険者（社員）の会社（所属先）に税法上の被扶養者として届けていますか？  
イ：届けている（平成、令和〇〇年〇〇月〇〇日届出）  
ロ：届けていない→理由：（ ）

3. 申請する被扶養者（家族）に対して、被保険者（社員）以外にその方を扶養する義務のある方はいますか？（配偶者の場合は回答不要です）  
イ：いない  
ロ：いる→その方の氏名、続柄、同居・別居を記入してください。（〇〇〇〇、弟、別居）

4. 被扶養者（家族）申請をする方の現在の状況について、該当する項目すべてに○をつけてください。自営業またはその他の場合は具体的に記入してください。  
専業主婦、パート・アルバイト、学生、予備校生、年金受給中、無職  
自営業またはその他（具体的に）

5. 被扶養者（家族）申請をする方は、現在健康保険に加入していますか？  
イ：していない（無保険）  
ロ：している→加入中の方は、該当する項目を○で囲むか記入してください。  
国民健康保険、協会けんぽ、前職の健康保険組合（在職・任職）  
西武健康保険組合、共済組合、その他（ ）

6. 被扶養者（家族）申請をする方に現在収入がありますか？  
イ：ある → 該当する項目を○で囲むか、記入してください。  
パート・アルバイト収入、公的年金収入、自営業年金収入、失業年金収入、雇用保険給付金（失業・教育訓練・育児休業）、傷病手当金、家賃または不動産収入、利子収入、株式売買または配当収入、内職収入、自営業またはその他収入（具体的に）  
ロ：ない → 過去2年間に就労経験がありますか？  
ある →  
ない →

7. 被扶養者（家族）申請をする方について  
イ：退職した会社名と連絡先 \_\_\_\_\_  
ロ：退職年月日 \_\_\_\_\_  
ハ：退職理由の該当する項目を○で囲むか、記入してください。  
定年退職、結婚、出産予定、傷病の療養、転職、家庭都合、会社都合、その他（具体的に）  
ニ：退職後の雇用保険受給状況について、該当する項目を○で囲み、必要事項を記入してください。  
A. 受給しない  
B. 受給期間延長中  
C. 受給中  
D. 受給の途中で取りやめる  
E. 平成・令和 年 月 日 受給終了した  
F. 雇用保険未加入であった  
G. 待期及び給付制限期間中であるが、その期間経過後に受給する  
H. 待期及び給付制限期間中であるが、その期間経過後に受給期間延長する

\*\*\* 被扶養者申請に際して\*\*\*

登録申請の際には、あなたと被扶養者（家族）申請をする方との生活実態及び現況を  
確認するために提出していただく書類があります。  
詳しくは別紙に記載してありますので、ご確認のうえ健康保険被扶養者登録申請書  
と一緒に提出していただきますようお願いいたします。

T13 202108

被扶養者登録申請書（任意継続）

健康保険被扶養者登録申請書

①健康保険

例3. 任意継続保険と同時に、扶養申請する場合

フリガナ 被扶養者の氏名	性別	被扶養者の生年月日	続柄	職業	月平均収入額	同居・別居 の別	扶養しはじめた理由	健康記入欄 扶養認定日
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	男・女	昭・平 〇〇 〇〇 〇〇	妻	パート	〇〇万円	同居 別居	任意継続	
	男・女	昭・平 ・令				同居 別居		
	男・女	昭・平 ・令				同居 別居		
	男・女	昭・平 ・令				同居 別居		
	男・女	昭・平 ・令				同居 別居		

上記のとおり被扶養者として登録を申請いたします。  
なお、今後私に關する「家族高額療養費」及び「家族療養付加金」の受領を下記の事業所に委任いたします。

令和 〇年 〇月 〇日

事業所（会社名） 〇〇〇〇〇〇〇〇 所属 〇〇〇〇

被保険者証の記号・番号（〇〇〇〇-〇〇〇〇〇〇）

申請者

氏名 〇〇〇〇 (男)女

生年月日 昭・平・令 〇 〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日

資格取得年月日 昭・平・令 〇 〇 年 〇 〇 月 〇 〇 日

西武健康保険組合  
理事長 殿

健康 組合	事務理事	事務長	取次者	事業所	所属
				印	印
				印	印

本社の担当  
(取扱)者と  
責任者

所属の  
担当(取  
扱)者と  
所属長

受付年月日

提出年月日を記入

- ご注意
1. この申請書は3枚複写です。3枚とも提出してください。(①健康保険、②事業所控、③本人控)
  2. 認定後、③本人控を被保険者に渡していただき、国民健康保険等の脱退の手続きに利用してください。
  3. 扶養認定日の欄は記入しないでください。

被扶養者申請に伴う生計依存関係調書 (任意継続)

被扶養者(家族)申請をする方に現在収入がありますか?  
 イ: ある → 該当する項目を○で囲むか、記入してください。  
 ロ: ない → 過去2年間に就労経験がありますか?  
 ある ・ ない

6. 被扶養者(家族)申請をする方に現在収入がありますか?  
 イ: ある → 該当する項目を○で囲むか、記入してください。  
 パート・アルバイト収入、公的年金収入、企業年金収入、  
 雇用保険給付金(失業・教育訓練・育児休業)、傷病手当金、  
 家賃または不動産収入、利子収入、株式売買または配当収入、  
 内職収入、自営業またはその他収入(具体的に )  
 ロ: ない → 過去2年間に就労経験がありますか?  
 ある ・ ない

7. 被扶養者(家族)申請をする方について  
 イ: 退職した会社名と連絡先 \_\_\_\_\_  
 Ⅲ. \_\_\_\_\_  
 ロ: 退職年月日 \_\_\_\_\_  
 ハ: 退職理由の該当する項目を○で囲むか、記入してください。  
 定年退職、結婚、出産予定、傷病の療養、転職、家庭都合、  
 会社都合、その他(具体的に )  
 ニ: 退職後の雇用保険受給状況について、該当する項目を○で囲み、  
 必要事項を記入してください。  
 A. 受給しない  
 B. 受給期間延長中  
 C. 受給中  
 D. 受給の途中で取りやめる  
 E. 平成・令和 年 月 日 受給終了した  
 F. 雇用保険未加入であった  
 G. 待期及び給付制限期間中であるが、その期間経過後に受給する  
 H. 待期及び給付制限期間中であるが、その期間経過後に受給期間延長する  
 \* \* \* 被扶養者申請に際して \* \* \* \* \*

8. 被扶養者(家族)申請をする理由を、該当する項目を○で囲むか記入してください。  
 被保険者の新規入社・取得、結婚、同居開始、申請対象者の退職、収入の減少  
 申請対象者の契約変更、雇用保険受給終了、被保険者の転籍、被保険者の再雇用、  
 (任意継続保険加入) その他(具体的に )

9. 被保険者(社員)の会社(所属先)に税法上の被扶養者として届けていますか?  
 イ: 届けている(平成・令和) 年 月 日(届出)  
 ロ: 届けていない理由: ( )

10. 申請する被扶養者(家族)に対して、被保険者(社員)以外にその方を扶養する義務の  
 ある方はいいますか?(配偶者の場合は回答不要)  
 イ: いない  
 ロ: いる → その方の氏名、続柄、同居・別居を記入してください。

11. 被扶養者(家族)申請をする方の現在の状況について、該当する項目すべてに  
 ○をつけてください。自営業またはその他の場合は具体的に記入してください。  
 専業主婦、パート・アルバイト、学生、予備校生、年金受給中、無職  
 自営業またはその他(具体的に )

12. 被扶養者(家族)申請をする方は、現在健康保険に加入していますか?  
 イ: していない(無保険)  
 ロ: している → 加入中の方は、該当する項目を○で囲むか記入してください。  
 国民健康保険、協会けんぽ、前職の健康保険組合(在職・任継)  
 (西武健康保険組合、共済組合、その他( )

13. 被扶養者(家族)申請をする方と被扶養者(家族)申請をする方との生活実態及び現況を  
 確認するために提出していただく書類があります。  
 詳しくは別紙に記載してありますので、ご確認のうえ健康保険被扶養者登録申請書  
 と一緒に提出していただきますようお願いいたします。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日  
 西武健康保険組合 御中  
 被保険者(社員)の \_\_\_\_\_  
 会社名 ○○○○株式会社  
 所属 ○○○部  
 氏名 ○○○○  
 (被扶養者申請の家族氏名) ○○○○ の生計依存の関係につき、下記  
 のとおり回答いたします。

記

14. 家族を被扶養者にするとき・被扶養者でなくなったとき

T13 202108

被扶養者取消届

**健康保険被扶養者削除届**

①西武健保提出

フリガナ 被扶養者氏名	性別	生年月日	続柄	扶養しなくなった理由	削除(喪失)年月日 (記入しないください)
〇〇〇 〇〇〇	男	20 1 1	母	令和3年7月23日 死亡	死亡した日を必ず記入(死亡診断書コピー添付)
〇〇〇 〇〇〇	男	10 1 13	長男	令和3年7月20日 就職	新しく取得した被保険者証の資格取得日(就職先保険証コピー)
〇〇〇 〇〇〇	男	11 5 8	次男	収入超過により国保加入	「国保加入」の場合はその旨を必ず記入
〇〇〇 〇〇〇	男・女			「子」ではなく、続柄(長男、長女など)	
〇〇〇 〇〇〇	男・女				

フリガナ  
被扶養者氏名

〇〇〇 〇〇〇

〇〇 〇〇

〇〇〇 〇〇〇〇

〇〇 〇〇

〇〇〇 〇〇〇〇

〇〇 〇〇

性別

男

男

男

男・女

男・女

生年月日

20 1 1

10 1 13

11 5 8

続柄

母

長男

次男

扶養しなくなった理由

令和3年7月23日 死亡

令和3年7月20日 就職

収入超過により国保加入

削除(喪失)年月日  
(記入しないください)

死亡した日を必ず記入(死亡診断書コピー添付)

新しく取得した被保険者証の資格取得日(就職先保険証コピー)

「国保加入」の場合はその旨を必ず記入

「子」ではなく、続柄(長男、長女など)

上記のとおり被扶養者資格の削除(喪失)を届出いたします。

令和 〇 年 〇 月 〇 日

提出年月日を記入

事業所(会社)名 西武〇〇株式会社 所属名 西武株式会社西武△△総務部  
(出向の方は元籍会社名) (出向の方は出向先)

被保険者証の記号番号( 〇〇〇 - 〇〇〇〇 )

申請者

事業主 所属

氏名 〇 〇 〇 〇 〇 (男・女)

生年月日 昭・平・令 〇 年 〇 月 〇 日

資格取得日 昭・平・令 〇 年 〇 月 〇 日

本社の担当(取扱)者と責任者

事業主 所属

氏名 〇 〇 〇 〇 〇 (男・女)

生年月日 昭・平・令 〇 年 〇 月 〇 日

資格取得日 昭・平・令 〇 年 〇 月 〇 日

受付年月日

所属の担当(取扱)者と所属長

西武健康保険組合 理事長 殿

123-202108

ご注意

- この届出は3枚複写(①健保提出用、②事業所控、③本人控)です。3枚とも提出してください。
- 処理後に「②事業所控および③本人控」をお返しします。③本人控を申請者にお返しください。これは、国民健康保険等の加入手続きに利用してください。
- 網掛けの部分(削除(喪失)年月日)欄は西武健保が記入いたしますので、記入(入力)しないでください。

## 1. 適用関係

制 定 昭和57年 4月 1日  
最終改訂 平成28年12月 1日

### 被扶養者認定事務取扱要領

#### 1. 目 的

この要領は、健康保険法（以下「法」という。）第3条第7項に定められた被扶養者の認定を公平かつ適正に行い円滑な事務処理を図ることを目的とする。

#### 2. 認定の範囲および基準

この要領における被扶養者の認定の範囲および基準は次のとおりとする。ただし、後期高齢者医療の被保険者等である者を除く。

- ① 被保険者の直系尊属、配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、子、孫および兄弟姉妹であって、主として被保険者により生計を維持している者。
- ② 被保険者の三親等以内の親族（①以外の者）であってその被保険者と同一の世帯に属し、主として被保険者により生計を維持している者。
- ③ 被保険者の配偶者であって婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者の父母および子で、その被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持している者。
- ④ ③に掲げた配偶者の死亡後におけるその父母および子で引き続きその被保険者と同一の世帯に属し、主としてその被保険者により生計を維持している者。

#### 3. 認定の制限

- ① 前項の規定にかかわらず就業による給与収入、国民年金、厚生年金、遺族年金、共済年金、恩給、農業者年金、年金基金などによる年金、不動産賃貸収入などが130万円以上ある者については、原則として被扶養者として認めない。但し、被扶養者としての届出に係わる者（以下「認定対象者」という。）が60歳以上の者、または、厚生年金保険法による障害年金の受給要件に該当する程度の障害のある者については180万円以上とする。
- ② 認定対象者の収入が130万円未満（①の但し書に該当する者については180万円未満）であっても、その収入が被保険者のその2分の1を超える場合は、被扶養者と認めない。
- ③ 被保険者と認定対象者（認定の範囲①該当者のみ）が別居しており、被保険者からの仕送りが認定対象者の収入より少ない場合は、被扶養者と認めない。
- ④ 自営業、農業等により独自に生計が立てられる者は被扶養者と認めない。
- ⑤ 生活補償の意味をもって給付される傷病手当金・雇用保険などの給付金を受給している者は、その期間被扶養者と認めない。
- ⑥ その他、被保険者と認定対象者との間に生計維持関係が認められない者は、被扶養者と認めない。

#### 4. 認定の時期

被扶養者を認定する時期は、被保険者に次の事由が生じ健康保険法施行規則第38条に定める届を確認したとき、もしくは、組合がその必要を認めたときとする。

- ① 被保険者の資格を取得したとき。
- ② 被扶養者に異動のあったとき。

## 1. 適用関係

③ 組合において被扶養者の要件について再確認を必要とするとき。

### 5. 認定の効力

- ① 被扶養者認定の効力は、その届出を組合で受理した日に始まり、削除する事由の生じた日に終わるものとする。
- ② 被保険者資格取得届と同時に被扶養者登録申請書を提出した場合は、原則として被保険者資格取得の日を扶養の認定日とする。
- ③ 出生・婚姻等、扶養の発生を書類等により明らかにできる場合は、その日をもって扶養の認定日とする。
- ④ やむを得ない事由によって被扶養者登録申請書の提出が遅滞した場合、その者がさかのぼって被扶養者となるべき事実を証明したときは、認定の効力を遡及させることができる。

### 6. 認定の受理

- ① 事業所から被扶養者登録申請書・取消届の提出があったときは、その届の確認日を明らかにしなければならない。
- ② 提出された書類に不備があったときは、すみやかに必要な書類の提出を求め、認定事務に遅滞のないよう対処しなければならない。
- ③ 被扶養者の認定事務は、被保険者証に所要事項を印字確認し、確認通知書（被扶養者登録申請書・取消届の事業所控）を事業主に交付することによって終了する。

### 7. 認定の事務手続き

被扶養者認定にあたっては、被扶養者登録申請書に必要な書類を添付させ、迅速かつ正確な認定をしなければならない。

- ① 被扶養者登録申請書には、必ず「被扶養者申請に伴う生計依存関係調書」を添付しなければならない。ただし、認定対象者が被保険者以外に扶養能力のある者がいない新生児および就学児童にあっては、これを省略することができる。
- ② その他申請事由を証明するために必要な書類は、別表記載のもののほか、組合が必要と認めたものとする。
- ③ 添付する各証明書は、いずれも発行後3ヵ月以内のものとする。

### 8. 被扶養者の帰属

同一世帯内に扶養能力のある扶養義務者が二人以上いる場合には、扶養の義務・収入の多寡・世帯内の地位など総合的に判断し、社会通念上妥当性を欠くことのないよう、最適の認定をしなければならない。

### 9. 認定の更新

組合は、毎年1回資格確認の必要があると認める被扶養者に対し、被扶養者現況調査を行う。被保険者は、これに対し、指定された期日までに回答をしなければならない。

### 10. 被扶養者資格の取消・給付の停止

- ① 被扶養者が被扶養者登録申請書および添付書類に事実と相違した記載をし、認定を受けたときは、直ちにその資格を取消すものとする。その事実が判明した日にさかのぼって資格を取消し、組合が支給した保険給付は現金をもって返還させることとする。
- ② 組合からの調査「被扶養者現況調査」および質問に事実と相違する回答をした場合もその資格を取消すこととする。

この取扱要領は、監督官庁の通知により変更することがある。又、事務取扱上この要領によりがたいときは、社会通念上最も妥当な方法により取扱うものとする。

## 1. 適用関係

－別表－

(添付書類)

### 1. 親族・同居関係を証明するもの

(1) 続柄の確認 (扶養義務者の確認)	戸籍謄本
(2) 同居の確認	住民票謄本
(3) 外国人	外国人登録済証明書

### 2. 生計維持関係を証明するもの

(1) 年金(恩給)など	
(ア) 受給中の人	直近の振込通知書(写)または改定通知書(写)
(イ) 申請中の人	後日、裁定通知書(写) ※年金受給中の者が死亡し遺族年金を受給しようとする認定対象者は、直近の振込通知書(写)または改定通知書(写)
(ウ) 年金未加入の人	職歴のわかる書類または理由書
(2) その他の収入(不動産賃貸、農業、自営業など)	
(ア) 所得のある人	所得証明書、確定申告書または源泉徴収票など所得のわかるものの写し
(イ) 所得のない人	非課税証明書 学生の場合は在学証明書(写も可)
※1. 自営業・商店などを廃業した認定対象者 個人事業廃止届(写) ※2. 雇用保険給付金を受給しない人 離職票原本、離職票未発行証明書、未加入の場合は未加入の証明書 ※3. 雇用保険給付金を受給済の人 受給終了の証明 ※4. 身障者、長期療養者 障害者手帳(写)、医師の診断書 ※5. 被保険者と別居の者 毎月の仕送り額を証明するもの	